

改正駐車場法の施行について

平成 18 年 5 月 31 日に公布された改正駐車場法が、平成 18 年 11 月 30 日に施行されます。

この改正により、自動二輪車 が駐車場法（以下「法」という。）の対象となります。

このことにより、駐車面積が 500 m²以上の路外駐車場で自動二輪車を受け入れるものを新設する場合や、施行時点で設置済み(建築、修繕、模様替の工事に着手済みのものを含む。)の路外駐車場で自動二輪車を受け入れているもので施行後に増築、改築等を実施する場合には、法第 11 条による技術的基準への適合が必要になります。

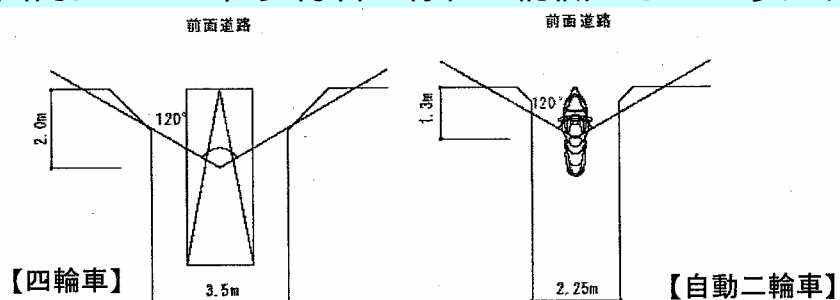
また、その内、都市計画区域内に位置し駐車料金を徴するものは、市町へ法第 12 条の届出(設置の届出)及び第 13 条の届出(管理規程の届出)をすることが必要です。

大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)

技術的基準について（法第 11 条）

自動二輪車専用駐車場又は駐車場のうち専ら自動二輪車の駐車のために供する部分の技術的基準として次の基準が追加されました。（駐車場法施行令）

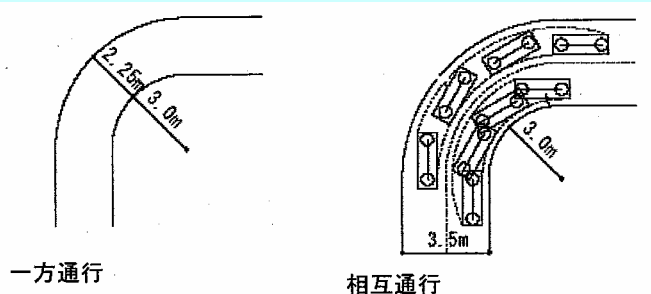
出口付近の構造は、当該出口から 1.3メートル後退した車路の中心線上 1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60度以上の範囲内において、歩行者の存在を認識できるようにすること



車路の幅員は 3.5メートル以上とすること

一方通行の車路の幅員は 2.25メートル以上（ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあっては、1.75メートル以上）とすること

屈曲部では、自動二輪車を 3メートル以上の内のり半径で回転させることができる構造であること

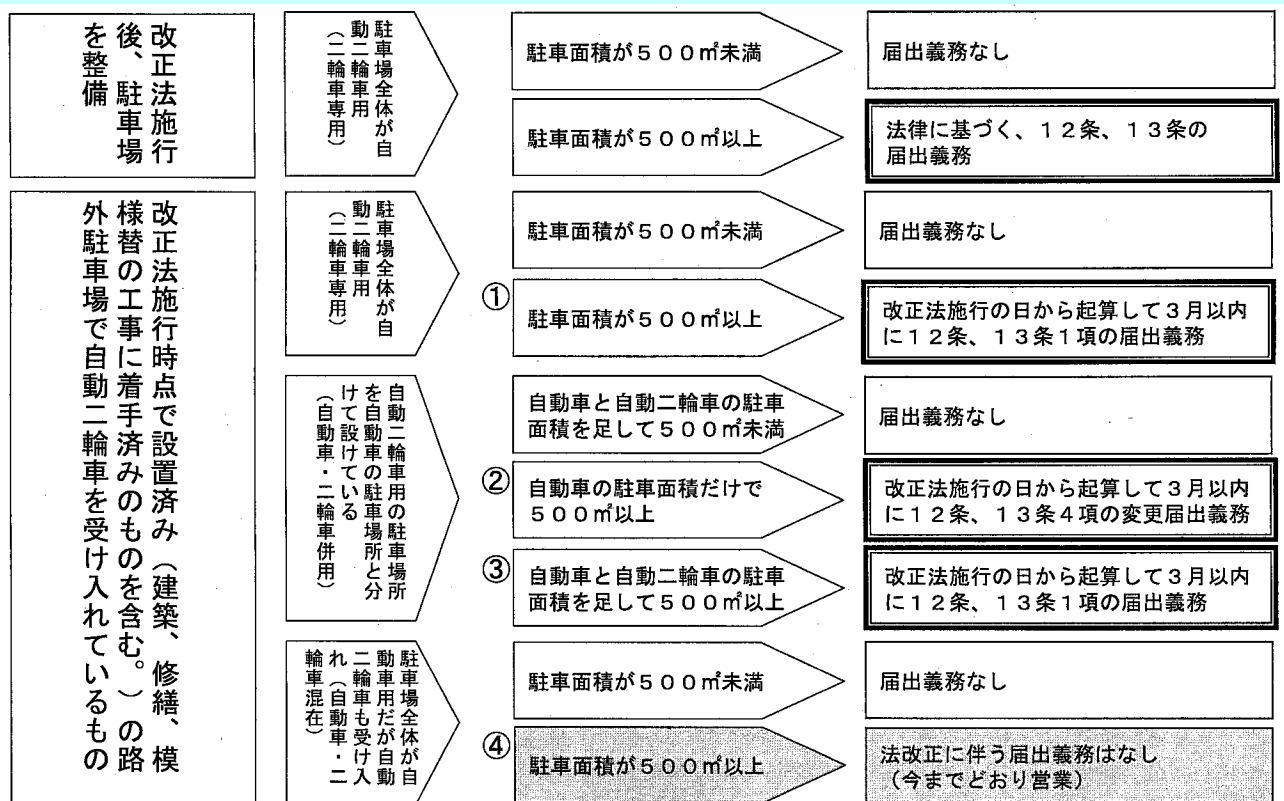


届出について(法第12条及び第13条)

法改正に伴う自動二輪車駐車場の届出については下記の表のとおりです。

また、改正法施行時点で設置済み(建築、修繕、模様替の工事に着手済みのものを含む。)の路外駐車場で自動二輪車を受け入れているもので、届出を要するものについては、施行の日から起算して3月以内に市町への届出が必要です。

なお、駐車場法施行規則の改正により、法第12条の届出に係る「路外駐車場設置(変更)届出書」の様式が変更されています。



※自動二輪車:大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)

※□ は届出駐車場であって、自動二輪車に係る届出が義務付けられるもの

※▣ は届出駐車場であるが、自動二輪車に係る届出が義務付けられないもの

お問い合わせ先

兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課 都市行政係・施設第1係

078-341-7711(内線 4656・4644)

各市町駐車場担当課